

環境用語解説

(本文中の*印のある用語等について解説)

[あ行]

ISO14001 P36

国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が制定した環境マネジメントに関する規格。

環境マネジメントシステムは、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」である。

愛鳥週間 P77

昭和25年から毎年5月10日～16日の一週間は愛鳥週間（バードウィーク）とし、野鳥保護の精神を普及するため、全国各地で探鳥会などさまざまな行事を開催している。また、この週間の中央行事として、「全国野鳥保護のつどい」を各都道府県持ち回りにより開催している。

アオコ P135

富栄養化の進んだ湖沼などで、植物性プランクトン（主として藍藻類）の異常増殖により、水面が緑色あるいは青色に変色する現象をいう。春から夏にかけて発生することが多く、大量に発生すると腐敗して悪臭を発したり、魚介類のへい死をもたらすこともある。

青潮 P135、140

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で東京湾では春から秋にかけて発生することが多い。

赤潮によって大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する時に、酸素を消費して海底に酸欠状態の水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、酸素の少ない低層水が沿岸部の表層に沸き上がる時に発生する。低層水に溶け込んでいる硫黄分が水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見え

るといわれている。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することがある。

赤潮 P135、140

海域の富栄養化により、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖し海面が変色する現象をいう。東京湾では茶褐色に変色することが多いが、プランクトンの種類により赤色や黄褐色や緑色などにも変色することがある。

主として夏に発生する。

アスベスト（石綿） P88

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性がある。

この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきた。

しかし、アスベスト（石綿）の繊維は極めて細いため、気づかぬうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、暴露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴である。

圧密 P152

まだ固まっていない堆積物が、上部の堆積物の荷重によって圧縮され生じる沈下現象をいい、堆積年代の新しい沖積層や盛り土部分で生じる圧密は、地盤沈下の一因となっている。

硫黄酸化物（SO_x） P88

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄（SO₂）について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素（CO） P103

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりする。

上乘せ基準 P95、142

大気汚染防止法第4条第1項又は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、法律で定める排出（水）基準よりきびしい基準をいう。

エコセメント P167

普通セメントの原料である石灰石や粘土に焼却灰等を混ぜ、焼成してつくられる。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解される。普通セメントと同じ用途に使用できる普通型エコセメントと廃棄物に含まれる塩素分を取り込み、早く固まる速硬型エコセメントの2種類がある。

エコタウンプラン P167

新技術の活用により廃棄物等のリサイクルを推進するために都道府県等が作成し、国の承認を受けた環境調和型まちづくり構想の一般名称。

MSDS制度 P125

事業者が化管法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を化学物質等安全データシート（MSDS）で提供する制度。

オゾン層 P69

大気中のオゾンは、その約90%が地上10～50kmの成層圏と呼ばれる領域に集まっており、通称「オゾン層」と呼ばれている。地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大部分を吸収しているが、このオゾン層のオゾンが特定フロン等の物質により破壊されることにより地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影

響が生じるおそれがあるとされている。

汚濁負荷量 P143

水域に排出される汚濁物質の量をいい、主としてBOD、COD、窒素、りん、SSの1日当たりのトン数で表される。これは、家庭や工場など汚濁源から排出される排水量とその汚濁物質の濃度の積によって計算される。水域の状況などによっては濃度規制だけでは不十分な水域については、汚濁負荷量を削減するための総量規制が導入されている。

温室効果ガス P2、67

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体の総称。温室効果ガスがなければ-18℃にもなる地球は、これらが大気中に存在することで地表の気温が平均15℃程度に保たれている。この温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化である。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類が削減の対象となっている。

【か行】

海中公園地区 P73

国立公園又は国定公園の区域内の海面のうち、海水の清澄な海域であって、海中景観のすぐれている区域として指定された地区。

環境基準 P88、135

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

ただし、底質のダイオキシン類に係る環境基準については、速やかに対応をとるべき基準であるとの解釈が国から示されている。

環境リスク P129

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（可能性）をいう。環境リスクを評価するための手法はリスクアセスメントと呼ばれている。

現在、注目されている化学物質に係るリスクアセスメントとは、曝露される量・期間と健康影響の関係を定量的に把握し、現状又は将来の曝露の状況（曝露量、曝露経路、期間、曝露される人の数と種別など）を調査することにより、現状又は将来の状況における化学物質の健康影響について定量的な評価を行うことである。

この結果に基づく対策等をリスクマネジメントと呼び、悪い影響が予測されるリスクは優先して対策をとるとともに、技術・社会・経済面での調整を行ったうえで全体としてもリスクを最小限にすることが図られる。

揮発性有機化合物（VOC） P94

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。主なもので約200種類あり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つである。

急上昇方式、ディレイドフラップ進入方式 P121

それぞれ、騒音の軽減を図るため採用されている航空機の運航方式で、その概要は次のとおりである。

区 分	分運航方式の概要
急上昇方式	離陸後、高度1000m前後まで急上昇させることにより、騒音軽減を図る方式
ディレイドフラップ進入方式	着陸時の脚下げ及びフラップ下げ操作を遅くして、機体の空気抵抗を減じ、エンジンの推力を減じることにより騒音軽減を図る方式

K値規制 P94

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている

地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント（Ox） P91

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、*PAN（Peroxyacetyl-nitrate）等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

降下ばいじん P89

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、又は雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じん等をいう。

公共用水域 P135

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等をいう。

COP3（地球温暖化防止京都会議） P6

気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）として、平成9年12月に161か国の参加のもと、京都市で開催された国際会議。

この会議では、2000年以降の地球温暖化対策の国際的な取組みについて議論され、1990年を基準年とし、2008年から2012年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択された。我が国については6%の削減目標が定められた。

こどもエコクラブ P199

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行う団体で、環境庁（現環境省）が平成7年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。数人から20人程度の小中学生及び助言等を行う1名以上の大人（サポーター）から構成される。クラブでは、「エコロジカルあくしょん」及び「エコロジカルとれーにんぐ」とよばれる環境に関する活動を行う。

[さ行]

最終処分場 P172

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型がある。

里山 P9

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいう。

三点比較式臭袋法 P118

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋1つと、無臭の空気だけが入っている袋2つの計3つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらう方法である。6人以上の試験者によって行い、悪臭を次第にうすめながら、不明又は不正解になるまでこれをくり返す。その結果を統計的に処理して何倍にうすめれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その値を臭気濃度とする。

COD（化学的酸素要求量） P136

Chemical Oxygen Demandの略。BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値をいう。

資源の循環利用林（しげんのじゅんかんりようりん） P80

木材を安定的して供給する、木材資源としての役割を重視した森林。

地盤沈下観測井 P155

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設で、通常、二重管構造の井戸

を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定し、同時に地下水位も調べる。

指標生物 P149

一定の環境条件を必要とする生物で、その生物の存在・生息数を調査することにより、環境の質を推定することができるものをいう。

集団施設地区 P73

自然公園において、各種の公園施設を有機的かつ総合的に一定地区に整備し、公園の適正な利用を増進するために公園計画に基づいて指定される地区。

重量濃度規制方式 P95

大気は、温度や圧力で容積が変化するため温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した乾き排ガス（水分を含まないガス）1m³の中に含まれる重量により規制する方式。ばいじんはg/m³N、有害物質（窒素酸化物を除く）はmg/m³Nで表す。

浄化槽 P135

水洗し尿や生活排水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理槽の設置が禁止された。

振動レベル P115

振動の加速度レベルに人体の振動感覚により補正を加えたもので、単位としては、デシベル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値で、計量法の改正により「振動加速度レベル」と定義されたが、簡単に「振動レベル」と呼んでいる。

森林と人との共生林 P80

貴重な自然環境を保全したり、野生生物の棲息の場となる森林、森林レクリエーションなど森林とのふれあいの場を重視した森林。

スクリーニング P55

環境影響評価手続において、事業の特性や事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

環境影響評価法において、事業者からの届出に対してその事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続として、この仕組みが導入されている。

スコーピング P55

環境影響評価手続において、事業者が、調査・予測・評価の項目や方法について地方公共団体や住民等に情報を提供し意見を聴いた上で、その設定について個別に判断する仕組み。

環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例において、環境影響評価方法書に係る手続として、この仕組みが導入されている。

水準点 P155

土地の標高を表す標石で地盤変動状況などを調べるための基準として用いられる。

日本では、全国の国道や主要な道路沿いに2 kmごとに設置されている。

水土保全林(すいどほぜんりん) P80

良質で安全な水の安定した供給や土砂の流出や崩壊による災害を防ぐ機能を重視した森林。

生態系 P35

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムをさす。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われる。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響しあいつつ継続的な安定した関係を保っている。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいた、いくつかの生物を減ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがある。

生物多様性 P33

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでおり、こうしたすべての生物の変異

を「生物多様性」という。生物の変異は、遺伝子、種、生態系という、それぞれのレベルで捉えることができる。生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、生物進化の長い歴史の結果としてつくられてきたものである。

騒音レベル P113

計量法第71条の条件に合格した騒音計で測定して得られる騒音の大きさを表すものである。騒音計の周波数補正回路A性で測定した値をデシベルで表す。なお、計量法の改正により騒音の規制基準等はすべて「音圧レベル」と定義されたが、騒音行政上従来どおり「騒音レベル(又はA特性音圧レベル)」と呼んでいる。

騒音の大きさの例

デシベル(dB(A))	騒音例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車がとおる時のガードの下
90	怒鳴り声、うるさい工場の中、カラオケ
80	地下鉄の車内、交通量の多い道路
70	うるさい街頭、うるさい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれあう音

総量規制 P51

濃度規制のみでは環境基準を達成できない地域において、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法(硫黄酸化物と窒素酸化物)と水質汚濁防止法(COD、窒素及びりん)に基づく総量規制がある。→「汚濁負荷量」

[た行]

WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル) P119

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略。航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位である。成田空港において、A滑走路のみの騒音がAB両滑走路の騒音より大き

く算定される逆転現象が生じ、国において見直しが行われている。

WECPNL（航空機騒音）の騒音例

WECPN	騒音例
95	電車が通る時のガード下（100デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ
85	大声による独唱（90デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ
75	地下鉄の電車内（80デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ
70	騒々しい街頭（75デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ
65	電話のベル（70デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ
60	普通の会話（60デシベル）の音が昼間1日160回あった場合のうるささ

炭化水素（HC） P103

炭素と水素とからできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。大気汚染防止法改正により揮発性有機化合物と呼ばれる。

地域森林計画 P80

民有林を対象に、立木竹の伐採、造林、林道開設、保安施設等について地域の実情に沿った森林資源管理目標や森林整備及び保全の目標を5年ごとに10年を1期として都道府県知事が作成する計画。

地質環境 P152

地質環境は、「地層」・「地下水」・「地下空気」で構成されており、地層のうち特に地表面付近の風雨や太陽光線による風化作用を受け、生物活動の場となっている部分が「土壌」といわれている。また、地層、地下水、地下空気の汚染を総称して「地質汚染」という。

窒素酸化物（NO_x） P103

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、

多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つである。

中間処理施設 P181

廃棄物の無害化・減量化・再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、溶融等を行う施設をいう。

沖積層 P152

1万年くらい前から現在に至るまでの間に堆積してできた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布している。やわらかい粘土・シルト・砂などで構成されている。

低公害車 P107

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車に加えて、排出ガスと燃費性能に優れた低燃費かつ低排出ガス認定車が実用化されている。

低周波音 P123

周波数が1 Hz～100 Hzの音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では聞こえにくい音（20 Hz以下の音）を超低周波音と呼んでいる。

低周波音の影響としては、不快感や圧迫感などの心身的影響と窓や戸の揺れ・がたつきなどの物的影響がある。

電気自動車 P108

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車で、自動車からの排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少する。

天然ガスかん水 P152

天然ガスとヨウ素が溶存している塩分を含む地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものである。本県一帯の上総層群（300～40万年くらい前に海底でたい積した地層）中に存在している。

天然ガス自動車 P107

硫黄等の不純物を含まない天然ガスを燃料とする自動車で、粒子状物質を排出せず、窒素酸化物の排出量も少ない。

特定フロン P69

オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）で定めるCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等のオゾン層破壊物質である。これらの物質は、成層圏で分解して塩素原子を放出し、この塩素原子がオゾン分子を分解させるため、オゾン層が破壊される。

特別管理産業廃棄物 P182

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして法で定めたものをいう。

なお、同様の性状を有する一般廃棄物として、特別管理一般廃棄物がある。

トリハロメタン P149

メタン（ CH_4 ）の4つの水素原子（H）のうち3つが、塩素などのハロゲン原子に置き換わった化合物の総称で、発がん性、催奇形性があるとされている。

河川水等水道原水中のフミン質などの有機物と浄水処理の過程で使用される塩素が反応して生成される。

[な行]

二次汚濁 P135

閉鎖性水域において、河川等の公共用水域から流入する汚濁（一次汚濁）のほか、窒素や燐などが栄養源となり、光合成によりプランクトンが増殖し、新たに二次的な汚れを発生させることをいう。

$\text{m}^3\text{N/h}$ （ノルマル立方メートル毎時） P94

気体は圧力、温度によって体積が変化するため、温度が 0°C 、圧力が1気圧の状態に換算して時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

[は行]

パークアンドライド P109

自家用自動車と公共交通とが相互連携する交通システムのこと。マイカー通勤者を対象とし、郊外の駐車場でバスに乗り換え、都心へ通勤するものが代表的である。これにより、都心への自動車流入の抑制、公共交通利用者の増加を図ることができ、都市部の活性化に資するものと期待されている。

バイオマス P36

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素（ CO_2 ）から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

バイオマスタウン P36

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。

ハイブリッド自動車 P108

従来のエンジンにモーター等の動力源を組み合わせた自動車で、エネルギー効率に優れ、燃費が向上し、排出ガス量も少ない。

曝露 P129

肺・腸管・皮膚を通じて汚染物質と接触し吸収すること。

BOD（生物化学的酸素要求量） P136

Biochemical Oxygen Demandの略。CODとともに有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値をいう。数値が大きくなる程汚濁が著しい。

ppm P91

parts per milionの略。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。

1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1 m³の中にその物質が1 cm³含まれていること。

ppmC P92

メタン以外の炭化水素の濃度をメタン中の炭素の濃度に換算して100万分の1で表した単位。

例：炭素を3個もつプロパン (C₃H₈) の

1 ppmは3 ppmC

ビオトープ P76

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味する。

標準酸素濃度補正方式 P95

排ガス中の汚染物質濃度は、排ガス中の空気濃度によって変化するため、定められた基準酸素濃度によって汚染物質の濃度を補正する規制方式をいう。

現在、ばいじん、窒素酸化物及び廃棄物焼却炉からの塩化水素についてこの方式による濃度規制が行われている。

富栄養化 P136

閉鎖性水域において、河川などから窒素、燐などの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいう。

微生物が急激に増殖する一方、それを餌とする魚類等の生物の増殖が追いつかないため、アオコ、赤潮等の問題が発生する。

フミン質 P149

有機物を基として生じる分解しにくい着色成分で、水道水の浄水過程で塩素と反応しトリハロメタンを生成するものの一つである。

浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matters) P92

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル (1 cmの1000分の1) 以下のもの、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険がある。

閉鎖性水域 P135

地形により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。

ベンゼン (C₆H₆) P93

芳香族炭化水素の1つでベンゼンともいう。水に溶けにくく、有機溶剤に溶けやすい。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高い。合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されている。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髓造血機能の障害がある。さらに、骨髄性白血病を起し、発がん性があるとされる。我が国では、労働安全衛生法施行令により特定化学物質等として規制されている。

保安林 P80

水源のかん養や災害の防備のため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が制限される。

ポリ塩化ビフェニル P188

PCB (polychlorinated biphenyls)。水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質をもつ工業的に合成された物質。

主に電気製品のコンデンサ、トランス、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙に利用されていた。

健康及び環境への有害性が確認され、昭和47年に製造が禁止されたが、分解されにくいいため、広範に環境中に残留していることが確認されている。

[ま行]

メタノール自動車 P108

バイオマスからの合成が可能なメタノールを燃料とする自動車で、粒子状物質の排出量が少ない。

モーダルシフト P108

モード (様式、形態) をあるモードから他のモードにシフト (移動、置き換え) すること。貨物輸送の場合においては、トラックからより省力的、省エネ、低公害の鉄道又は海運へ転換し、トラックとの複合一貫輸送を推進することをいう。

[や行]

要請限度 P105

自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会等に措置を要請等することができる数値。

市町村長は指定地域内で自動車騒音又は振動の測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

溶融スラグ P168

ごみや下水汚泥等を燃やした後の焼却残渣物を高温で溶かしてできる直系数ミリから数十ミリの粒状物。

[ら行]

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約） P77

国境を越えて移動する水鳥の生息地としての観点を中心として国際的に重要な湿地の保全を図るため、湿地の登録制度を設け、登録湿地の保全と賢明な利用のための国際協力を推進することを目的としている。1975年に条約が発効し、我が国は1980年に24番目の締約国となった。2006年5月現在、締約国152か国、登録湿地1,601か所（総面積13,470万ha）で、我が国の登録湿地は33か所（130,293ha）である。

緑化率 P73

用地の面積に対する保存緑地及び樹木植栽による造成緑地の占める割合。

レッドデータブック P75

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行し

たものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。我が国における最初の作成は、動物については1991年に環境庁から、植物については1989年に（財）日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会から、それぞれ作成されている。その後、環境省により定期的に見直しが行われている。